



2025 年 6 月 9 日

各 位

会社名 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 茂
(コード番号:2984 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役 経営企画本部長 山田 裕之
(TEL. 06-6204-0123)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年 7 月18日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 127,612株
(3) 発行価額	1 株につき 670 円
(4) 発行総額	85,500,040円
(5) 割当予定先	当社子会社の取締役 1 名 127,612株

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本日開催の取締役会において、当社子会社の取締役 1 名（以下、「対象者」といいます。）に対し、対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社子会社から支給された金銭報酬債権合計 85,500,040 円を現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 127,612 株を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2025 年 7 月 18 日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）、執行役員、監査役又は従業員のいずれも退任又は退職（ただし、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。以下同じ。）する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象者が、払込期日直前の対象者の所属する当社子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される対象者の所属する当社子会社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、本譲渡制限期間が満了した時点で、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月6日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である670円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者である執行役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以　上